

寒川町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 19 号

寒川町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

寒川町児童手当事務処理規則（平成 24 年寒川町規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 12 条まで、第 13 条第 1 項及び第 2 項並びに第 14 条中「省令」を「施行規則」に改める。

第 15 条第 1 項中「第 22 条の 2」を「第 20 条」に改め、同条第 2 項中「省令」を「施行規則」に、「毎に」を「ごとに」に、「第 22 条の 4」を「第 22 条」に改める。

第 16 条第 1 項中「第 22 条の 4」を「第 22 条」に改め、同条第 3 項中「毎に」を「ごとに」に、「第 22 条の 2」を「第 20 条」に、「寄付金額」を「寄附金額」に改める。

第 9 号様式中「第 22 条の 2」を「第 20 条」に改める。

第 11 号様式中「第 22 条の 4」を「第 22 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。